取引相場のない株式等の評価(会社規模の判定基準の見直し等)

作成2018.05.22

倉重税務会計事務所(三浦)

取引相場のない株式等を評価する際の会社規模の判定基準における大会社及び中会社の総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)、従業員数及び直前期末以前1年間における取引金額について、近年の上場会社の実態に合わせて改正した。

(評価通達178.179.189.明細書通達＝改正)

1. 通達改正の概要

　会社規模の判定基準について、法人企業統計調査(財務省)等に基づき、以下の通り改正した。

1. 大会社

　大会社は、従来から上場会社に匹敵するような規模の会社と区分しており、法人企業統計調査に基づき、上場審査基準に相当する総資産価額等を算出することとしている。

　近年の上場会社の実態に合わせて、現在の上場審査基準を基に規模区分の金額等の基準を見直すこととした。具体的には、代表的な株式市場である東京証券取引所第一部等の上場審査基準のみならず、新興市場の上場審査基準についても加味したうえで、法人企業統計調査に基づき総資産価額等を算出した。

1. 中会社

　イ　Lの割合が0.9の会社

　中会社は大会社と小会社の中間の規模の会社であり、とりわけLの割合が0.9の会社は、大会社に準ずる会社であって、上場を企図すればすぐに上場できる規模の会社と考えらえることから、新興市場に上場する会社と同視し得るものとの考え方の下、新興市場の上場審査基準を基に、総資産価額等を算出した。

　ロ　Lの割合が0.75の会社

　現行通達における取り扱いと同様に、中会社(大)の基準のほぼ50％に相当する総資産価額等を算出した。

1. 大会社の判定基準の見直しに伴う改正

大会社の判定基準に係る総資産価額が改正されたことに伴い、土地保有特定会社の判定基準のうち、純資産価額について改正した。



* 塗りつぶし箇所が変更箇所

上記の通り、中会社、大会社の適用範囲が拡大されたため、類似業種比準価額で計算する比率が高くなり、一般的には「類似業種比準価額＜純資産価額」となることが多く、区分変更がある場合には株価が安くなる傾向にある。

出典

1. https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hyoka/170515/pdf/04.pdf
2. https://profession-net.com/professionjournal/property-article-52/